

千歳市公共施設等総合管理計画〔第一次計画〕 概要版 平成29年3月（令和5年10月改訂）

1 公共施設等総合管理計画

【国の状況】

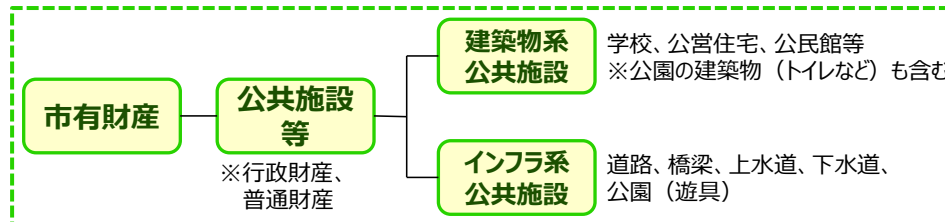
- 「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化⇒「インフラ長寿命化基本計画」策定、地方公共団体には公共施設等総合管理計画の策定を要請
- 国が示す計画策定にあたっての指針を改訂し、計画見直しについて地方公共団体に要請

【本市の状況】

- 国の要請を受け、平成29年3月に「千歳市公共施設等総合管理計画（以下、本計画）」を策定
- 令和3年度から「千歳市第7期総合計画」がスタート
- 公共施設等総合管理計画の策定から一定期間が経過し、国からは新たな指針に基づく計画改訂の要請

【計画の対象】

建築物系公共施設及びインフラ系公共施設（以下、公共施設等）を対象とし、土地および動産、金融資産、一部事務組合の財産は対象外



【計画期間】

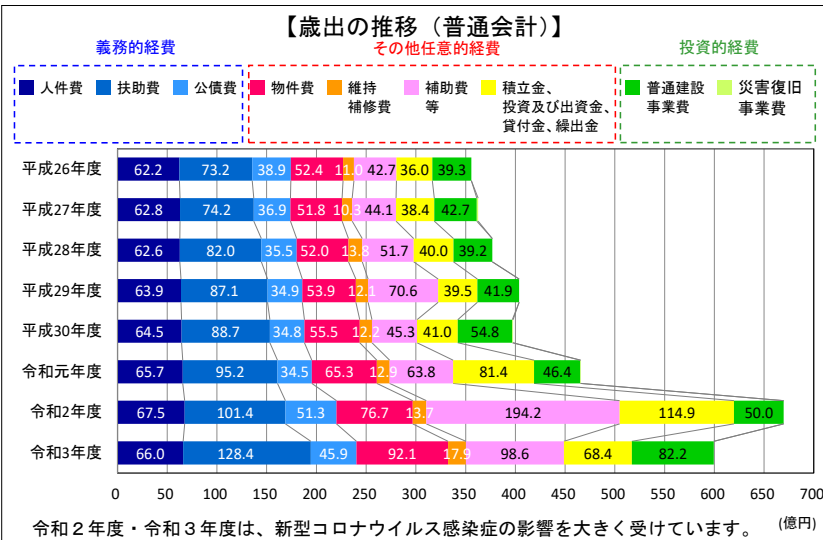
- 平成29年度から令和28年度までの30年間
〔第一次計画期間〕
平成29年度から令和8年度までの10年間

【改訂の目的】

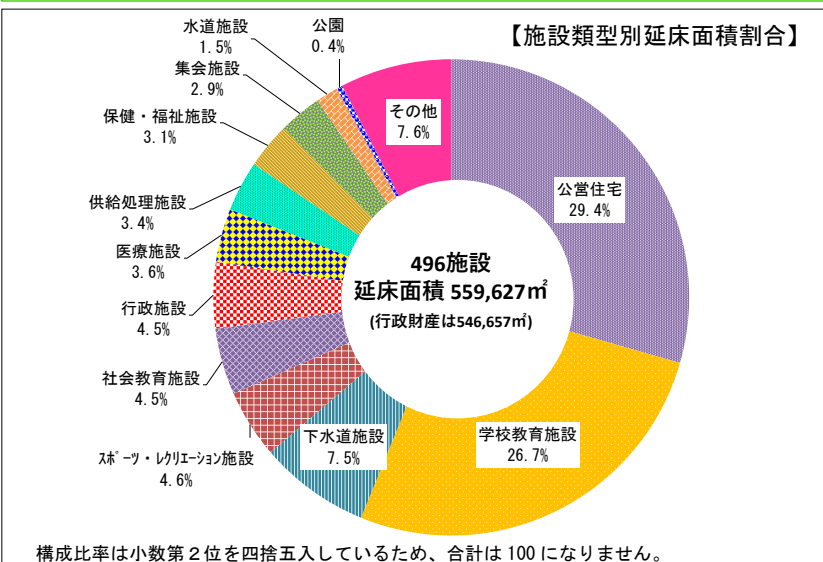
- 今般の改訂は、各種個別施設計画や長寿命化計画の内容の反映や、国の改訂指針に基づく見直しを行うなど、所要の時点修正等を加えるとともに、これらの数値等を踏まえた今後の公共施設等の管理の方向性を示すため、第一次計画を改訂する

2 公共施設等の現況及び将来の見通しと取り巻く環境

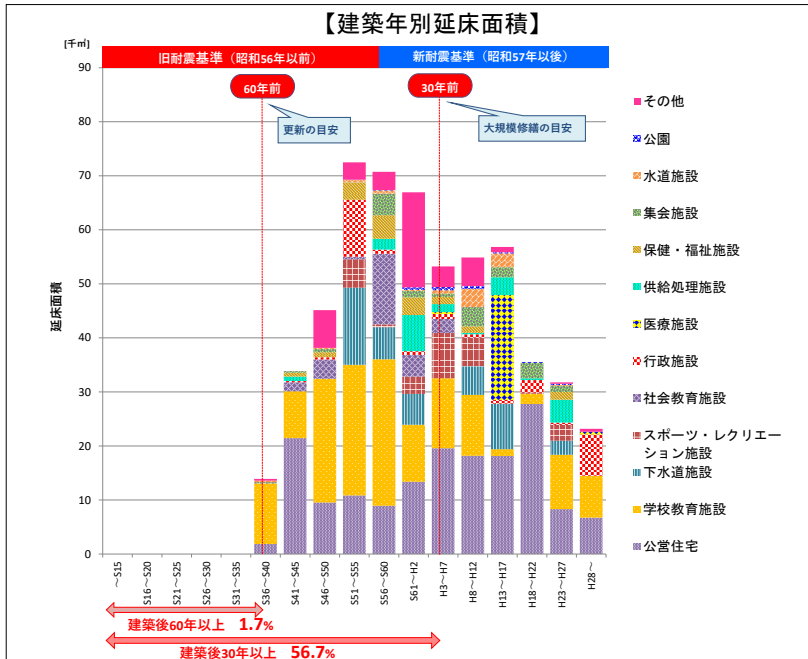
①財政の状況 ・義務的経費は増加傾向



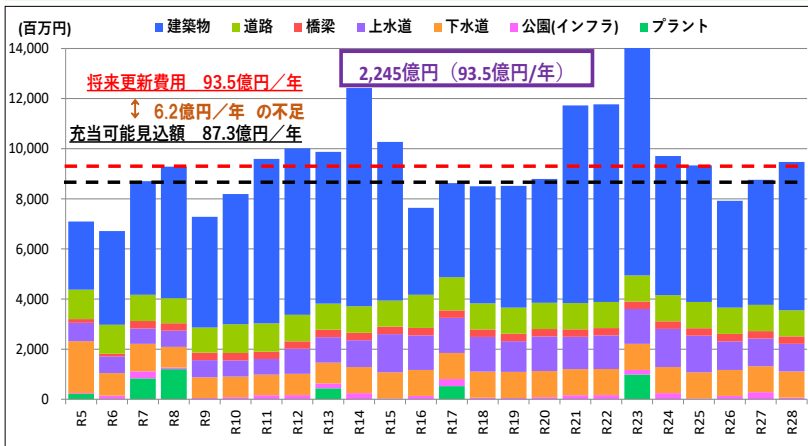
②建築物系公共施設の現状 ・改訂前より約1.3万㎡減少



③建築年別延床面積 ・56.7%が建築後30年以上

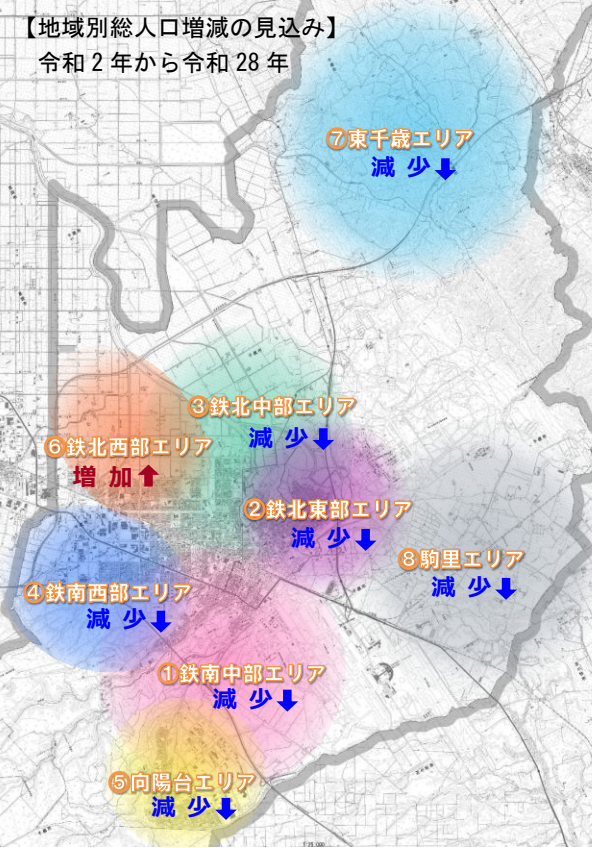


④公共施設等全体の令和28年度までの更新費用



⑤人口推計 ・8つの地区区分による人口推計

- ・「千歳市人口ビジョン（改訂）」（令和2年3月）の「ビジョン推計値」に基づき、将来の各地域の状況を8つの地域に分け、人口推計を行いました。



市内全域 年齢3区分別人口の増減率（令和2年から令和28年）	
総人口	7.2%減少
年少人口（15歳未満）	17.1%減少
生産年齢人口（15～64歳）	17.2%減少
老年人口（65歳以上）	26.3%増加

3 現状や課題に対する基本認識

①市の将来像を見据えた公共施設等のあり方

- ・今後の公共施設等の維持管理・大規模改修・更新については、中長期的な視点による財政の見通しや人口の動向把握、また、施設の適正な維持管理及び長寿命化等を推進する中で、将来にわたり持続可能で利便性の高い公共サービスを提供できるよう公共施設等のあり方を検討していく必要があります。

②人口規模や市民ニーズに合った公共施設等の配置・規模の最適化

- ・今後も市民サービスの水準を維持していくためには、公共施設等の配置・規模の最適化を行い、施設更新等の費用を抑制することが求められます。

③公共施設等の安全性と機能性の確保

- ・進行する施設老朽化に伴い、適切な点検・診断のもと、効率的かつ効果的な大規模改修や更新を実施し、公共施設等の安全性と機能性を確保していくことが必要となります。

④公共施設等の維持管理・更新費用の縮減

- ・将来にわたって公共施設を安心安全に利用していただくためには、本市の将来人口を見据えた公共施設の総量の適正化を検討する必要があります。
- ・財源確保の観点からは、PPP/PFIや民間活力等の活用、国・道等の各種補助事業の活用により市費の縮減を図るなど、戦略的な施設管理・財政運営が求められています。

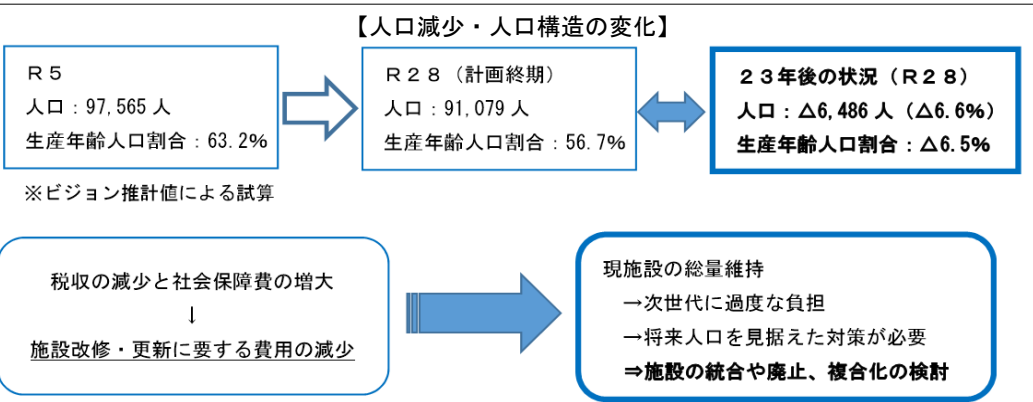
⑤新規施設の整備に関する考え方

- ・市民生活を維持していく上で必要となる新規施設の整備については、各地域の将来人口や施設利用の見通しなどを十分に踏まえた上で総合的に判断し、整備の必要性について検討していくこととします。

4 本計画における基本目標等

①公共施設の総量の適正化

- 施設の維持管理や更新等に要する費用の財源は、税収や国の補助金等で賄っており、特に税収などの一般財源については、本市の総人口や生産年齢人口と密接に関係しています。
- 現在のサービス水準を基本として捉え、これを維持しつつ、将来にわたって、施設規模の適正化を図るため、将来人口の減少割合に応じた延床面積の縮減に取り組むこととし、施設の統合や廃止、複合化の検討を進めます。



②全計画期間の基本目標と施設総量等

全計画期間(30年間)の基本目標

- 予防保全や事業の前倒し等により、更新費用の縮減を図り、将来更新費用と充当可能見込額のバランスを維持します。
- 将来的には人口減少や少子高齢化が進むことが見込まれていることから、建築物系公共施設については、今後の人口動向や財政状況等を踏まえ、施設の統合や廃止、複合化などを検討します。

計画期間終期(令和28年度)の縮減規模の目安

○建築物系公共施設総量：約 56 万㎡ → 約 52 万㎡

○縮減規模の目安：約 4 万㎡（割合：7%程度）

※千歳市スポーツセンターの約 6.5 個分

③改訂における第一次計画期間の基本目標の見直し

第一次計画期間(10年間)の基本目標

- 第一次計画期間においては、将来の人口動向や財政状況の見通しなど、社会情勢等の変化を考慮しつつ、全計画期間の基本目標及び施設総量の縮減規模の目安に基づき、長寿命化対策を反映した個別施設計画の策定を推進するほか、施設の統合や廃止について、引き続き検討を進めます。

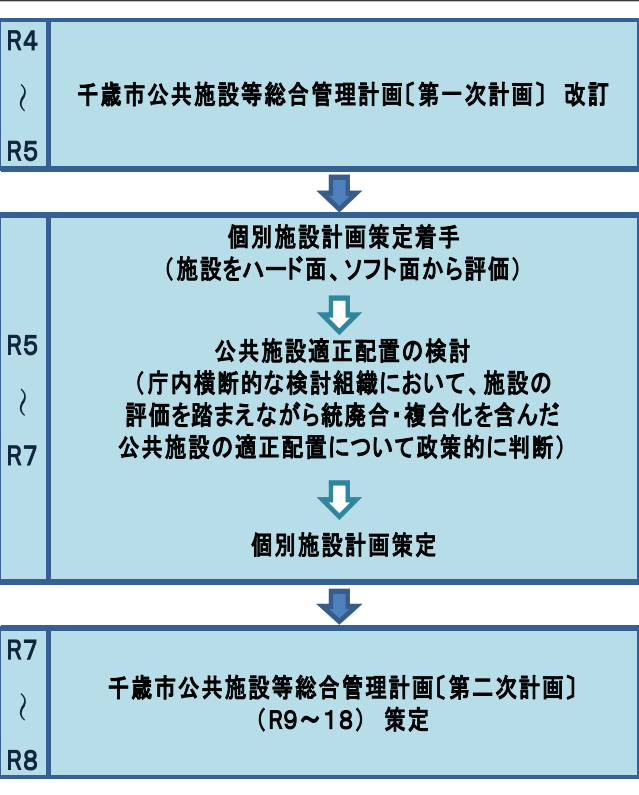
④計画期間と見直し

- 計画期間は、将来人口や財政状況の見通し、今後の上位・関連計画や社会情勢等の変化に対応するため、おおむね10年ごとに見直すことを基本とし、そのほか、半導体工場をはじめとする企業立地等に伴い、本市の将来見通しに著しい変化が見込まれた際には、この期間に限らず、必要に応じ、計画の見直しを検討します。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- 今後は以下の基本的な考え方の下、施設ごとに個別計画（長寿命化計画）を策定し、本計画における方針と整合を図ることとします。

個別施設計画策定フロー



①点検・診断等の実施方針

【建築物系公共施設】

- 「事後保全」から「予防保全」に努め、建築物や設備の長寿命化や機能維持に努めます。

【インフラ系公共施設】

- 施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用するため「予防保全」に努めます。

③耐震化等の安全確保の実施方針

【建築物系公共施設】

- 今後も継続して保有していく施設については、「千歳市耐震改修促進計画」に基づき、それぞれの施設の状況を踏まえ、耐震化等の安全確保を図ります。

【インフラ系公共施設】

- 各施設の特性や緊急性、重要性を考慮の上、点検結果に基づき、優先度に応じた計画的な耐震化等の安全確保を図ります。

②維持管理・大規模改修・更新等の実施方針

【建築物系公共施設】

- 適切な時期に予防保全を実施することにより、建物の耐久性の低下の防止や機能の維持を図ります。
- 民間事業者などとの連携も視野に入れながら、コストの縮減等の効率的な施設の運営や公共サービスの維持・向上を図ります。
- 施設の更新にあたっては、適切な規模を検討するとともに、効率的かつ適切な施設配置を目指します。また、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化、脱炭素化を推進します。

【インフラ系公共施設】

- 点検や診断等により損傷状況や修繕履歴等を的確に把握するとともに、各長寿命化計画・維持保全計画の方針に沿って、整備の優先順位を明確化し、計画的な維持管理及び更新に努めます。
- ライフサイクルコストの縮減に優れた新工法等の情報収集を行い、適切な導入によりコスト縮減を図ります。

④長寿命化の実施方針

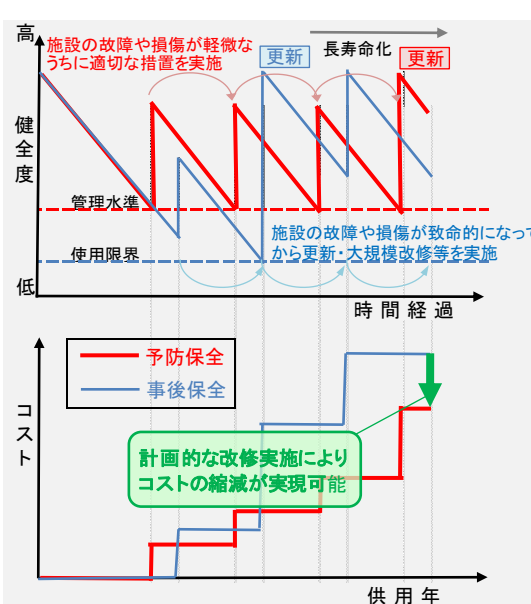
【建築物系公共施設】

- 本市における大規模改修・更新の実績に基づき、現有施設の有効活用を図り、長寿命化に努めることとします。
- 定期点検の結果を踏まえて、予防保全や改修を計画的に実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能を長期間にわたり保持していくことで、維持管理・更新費用の抑制と平準化を目指します。

【インフラ系公共施設】

- 各施設の特性や緊急性、重要性により、施設の長寿命化を進め、安全・安心に可能な限り長く使うことで、機能の維持と更新費用の抑制に努めます。

【長寿命化とライフサイクルコスト（イメージ）】



⑤統合や廃止の推進方針

【建築物系公共施設】

- 人口動向や財政状況等を踏まえ、必要に応じて施設の統合や廃止を検討していきます。
- 施設の利用状況や地域の人口構成の変化に伴う市民ニーズの変化、財政状況等を踏まえ規模の集約化、複合化、PPP/PFIや民間施設の活用などについて検討します。

【インフラ系公共施設】

- 量的な削減が困難であることから、施設の長寿命化を基本とし、社会・経済情勢や市民のニーズ等を踏まえ、必要に応じて適正な整備に努めます。

方法	内容	イメージ
集約化	ニーズや利用状況等を踏まえ、同一用途の複数施設をより少ない施設規模や数に集約	同一の用途 A A A
複合化	施設の利用状況や需要見通しを踏まえ、余剰・余裕スペースについて、周辺の異種用途施設と複合	異なる用途 A B A+B
民間施設の活用	施設規模や設備、運営形態を踏まえ、周辺の民間施設を活用 ※民間施設の賃貸等	民間施設の活用 A 老朽化 A 民間施設 賃借等
実施主体や管理運営主体の変更	施設規模や運営形態等を踏まえ、事業の実施主体や管理運営主体を民間等へ変更 ※PPP/PFI、包括的民間委託など	公共による施設の管理運営事業実施 民間による施設の管理運営事業実施

6 公共施設等における施設類型ごとの管理に関する基本的方針

○建築物系公共施設の施設類型別及びインフラ系公共施設の配置状況を把握し、施設の基本情報（延床面積、主体構造、建築年、耐震化の状況等）を整理しました。また、現状と課題を明らかにし、公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づいた今後の方針を検討しました。（本編：第6章）

7 公共施設等のマネジメントの推進体制

○副市長及び各部長職で構成する「本部会議」及び本部会議の下部組織として、各次長職で構成する「検討会議」を設置し、計画の見直しや進捗管理等について、全庁的な連携や情報共有を図りながら計画を推進します。

○施設情報を「施設カルテ」として一元的な情報管理を行い、庁内で共有することにより、集約化や複合化などの検討に活用します。